

## 企業と刑事事件

～コンプライアンスの観点から～

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志  
弁護士 望月 康平

### ▶ POINT

- ① 企業においても、刑事事件とのかかわりが問題になることがあります。
- ② コンプライアンスの観点から、適切な対処が必要です。
- ③ 刑事訴訟法の改正が成立し、2年以内に新たに「司法取引」が導入されます。一部の経済犯罪にも適用され、大きな影響が見込まれます。

### 1 企業活動と刑事事件

企業活動に関連して刑事事件が発生することがあります。企業人の犯罪をホワイトカラー犯罪と呼ぶことがあり、典型的なものとしては詐欺罪や横領罪等の財産犯、贈賄罪等が思い浮かびます。

もっとも、現代では、多様な場面で様々な法律に定められた罰則が適用されます。次に、主な類型と著名事例をご紹介します。

### 2 企業活動に関する刑事事件の主な類型、著名事例

#### (1) 製品の欠陥・安全に関するもの(業務上過失致死傷罪、食品衛生法違反等)

##### 【A自動車リコール隠し事件】

- ・業務上過失致死罪(リコール隠しによる死亡事故について、元代表取締役ら3名が執行猶予付きの禁固2～3年の判決)
- ・道路交通車両法違反(虚偽報告について、法人、副社長、執行役員等に罰金刑)

##### 【B社湯沸器一酸化炭素中毒事件】

- ・業務上過失致死傷罪(自社製品について修理業者の不適切な修理・改造による事故の多発)

を認識しながら対応を怠った代表取締役、取締役品質管理部長に執行猶予付きの禁固 1 年 6 か月等の判決)

【C社食中毒事件】業務上過失致死傷罪

- ・食品衛生法違反(法人に罰金刑)
- ・業務上過失致傷(工場長らに執行猶予付き禁固 2 年等の判決)

(2) 知的財産・情報保護に関するもの(不正競争防止法、商標法、個人情報保護法等)

【D社顧客情報漏洩事件】

- ・不正競争防止法違反(数千万件の顧客情報を不正取得して名簿業者に売却して営業秘密を侵害したシステムエンジニアに懲役 3 年 6 か月等の実刑判決)

(3) 虚偽の表示、偽装等に関するもの(詐欺罪等、不正競争防止法違反、景品表示法等)

【E社品質表示偽装事件】

- ・詐欺罪、不正競争防止法違反(商品の原料を偽って販売する等の行為で、代表取締役に懲役 4 年の実刑判決)

(4) 環境に関するもの(廃棄物処理法違反等)

【F社不法投棄事件】

- ・廃棄物処理法違反(産業廃棄物の不法投棄について、法人に罰金 5000 万円、工場幹部に懲役 2 年の実刑判決等)

(5) 経営、会計、税に関するもの(特別背任罪、金融商品取引法違反、法人税法違反等)

【G社不正借入事件】

- ・特別背任罪(創業家出身社長が私的目的で子会社から巨額の融資を受けた事件で、懲役 4 年の実刑判決)

【H社インサイダー取引事件】

- ・金融商品取引法違反(上場企業役員秘書がM&Aの重要情報を知って株取引をした事件で、執行猶予付き懲役 2 年 6 か月、罰金 300 万円等の判決)

(6) 独禁法、贈収賄に関するもの(独占禁止法違反、贈賄罪、談合罪等)

【I製品談合事件】

- ・独占禁止法違反(官庁発注製品の受注調整行為について、関与各社に数千万円の罰金刑、役職員らに懲役 1 年等の実刑判決等)

(7) 労働に関するもの(労働基準法違反等)

【J社事件】

- ・労働基準法違反、労働安全衛生法違反(違法な時間外労働をさせて時間外割増賃金を支払わなかった行為と労働者の健康診断を行わなかった行為で、法人及び代表取締役に各罰金 40 万円の判決)

### 3 企業活動へのリスク

#### (1) 法人の刑事責任

役員や従業員（以下「役職員」）個人が刑事責任を問われるだけでなく、法人が刑事責任（罰金刑）を受ける場合もあります。役職員が業務に関して違法行為をした場合に、直接の行為者を処罰するほか、法人を処罰する規定を「両罰規定」といいます。両罰規定は、例えば、独占禁止法、不正競争防止法・商標法等の知的財産関連法、各種の業法（建設業法等）、税法等、多岐にわたる法律に規定があります。

法人は、違法行為に意図的に関与していなくても両罰規定で処罰される可能性があります。法人が立件されると、捜査・公判への対応（代表取締役への捜査機関による事情聴取や公判廷への出席も含みます）だけでも相当な負担になりますし、社会的信用への影響も懸念されます。

#### (2) 企業の社会的信用・イメージの低下、業績への影響

企業活動に関して刑事事件が発生した場合、最も懸念されるのは、企業・商品・サービスの社会的信用・イメージが毀損するリスク（レピュテーション・リスク）です。

売上減少・取引中止等による業績の悪化や、役職員の刑事罰や不祥事の発生を理由とする公共事業の指名停止等が生じることもあります。

#### (3) 損害賠償責任（民事上の責任）

刑事事件と関連して、法人が民事上の損害賠償請求を受けることがあります。

役員も、取締役の善管注意義務違反、内部統制の不備等の理由に会社あるいは株主から損害賠償請求を受けること（株主代表訴訟等）があります。

#### (4) 刑事罰と業法上の許認可

一定業種（建設業等）では、代表者等が刑事罰を受けた場合、法人が許可の取消等の処分を受ける場合があります。

### 4 役職員の私生活上の行為についての刑事事件

ここまで企業活動に関する刑事事件についてご説明しましたが、企業活動とは関係なく役職員の私生活上の行為について刑事事件が起きることもあります。

この場合は直ちに企業に影響があるとは限りません。ただし、私生活上の行為でも、例えば、電鉄会社の従業員が電車内で痴漢事件を起こした場合、運送会社の従業員が飲酒運転を起こした場合等、その内容からして所属企業の信用の失墜につながりかねないケースもあります。事案に応じた適切な対応が必要です。

## 5 企業のコンプライアンスと刑事事件

刑事事件の発生が企業に影響を及ぼす場合、重大なコンプライアンス・リスクが生じていると認識する必要があります。

コンプライアンスとは、企業の「法令遵守」と「社会規範の遵守」の両方を含む概念です。企業が法的責任を問われる場合はもちろん、そうでない場合にも、社会的な批判を受け深刻な不祥事に発展する可能性があります。そこで、適切な危機管理等が必要になります。

## 6 刑事事件と企業の危機管理

### (1) 初動対応

不祥事対策では、迅速・的確な初動対応が極めて重要です。法的な視点と経営の視点の両面から検討を行います。

コンプライアンス責任者の役員に迅速に正確な報告がされ、コンプライアンス担当部署がサポートする態勢を平時から整えておく必要があります。

### (2) 刑事弁護人の活動と企業

刑事手続では弁護人(刑事弁護人)が活動し、起訴前には、取調べ等の対応のアドバイス、被害弁償交渉、検察官との不起訴交渉等を行い、起訴後には、公判弁護活動を行います。

なお、意識されにくい点ですが、被疑者・被告人となった役職員と法人の間には利益相反の可能性があります。後日の懲戒処分や法人から役職員個人への損害賠償請求の可能性があるためです。法人の顧問弁護士等が役職員個人の刑事弁護人を兼ねることが適当かはケースバイケースの判断を要しますので、弁護士にご確認ください。

### (3) 広報対応

広報対応は、適切な情報開示、不当な隠ぺいをしないことが基本です。

進行中の刑事手続との関係や、無罪推定の原則(何人も有罪判決が確定するまでは無罪と推定される)についても考慮を要しますから、弁護士にご相談ください。

### (4) 事実関係の調査、処分、再発防止策

不祥事発生時には社内調査が必要になりますが、捜査機関のような強制力のある調査手段はなく、任意の事情聴取等が中心になります。

調査の客観性確保や外部からの信頼回復が重要な場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家に調査を委託すること(特に重要な案件では、形式的に外部専門家によるというだけでなく、日本弁護士連合会のガイドラインに沿って真に客観性・中立性を確保した第三者委員会の設置が必要な場合があります)も選択肢となります。

十分な調査の上、再発防止や企業の信頼回復を目的として対策を実施し、必要に応じて責任追及(役員の解任・報酬返上、従業員の懲戒処分、損害賠償請求等)を検討します。

## 7 司法取引の導入

刑事訴訟法が改正され、「司法取引」が導入されます。被疑者・被告人が「他人の刑事事件」の捜査に協力することで、検察官から不起訴その他の恩恵が受けられる仕組みです。一部の経済犯罪(独禁法違反、税法違反等)に適用予定です。例えば、捜査対象の従業員が法人、役員、上司等に対する捜査・裁判に協力して供述する代わりに自身の刑事責任を免れるということが可能になります。今後、経済犯罪や組織犯罪の捜査のあり方が一変する可能性があります。企業としては、これまで以上に、コンプライアンスの取組みが重要になるでしょう。

## 8 まとめ

刑事事件の発生は企業にとってコンプライアンス・リスクとなりますが、さらに、企業活動に関して役職員が刑事責任を問われれば、役職員個人も極めて重大なリスクに直面することになります。

企業と役職員を適切に守るために、平時にはコンプライアンスの取組みを進め、有事には迅速・的確な危機管理を行うことが重要です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

英国が国民投票の結果、EU からの離脱(Brexit)を決定しました。直前の世論調査で離脱派、残留派がきつ抗する中で、「実際の投票では残留に傾くのではないか。」と予想する向きも多かったのですが、蓋を開けてみれば、離脱派が52%の得票を得ました。国民投票制度については、ポピュリズム(大衆迎合主義)に陥りやすい、国民の分断を生むなどのデメリットも多く、我が国でも導入すべきという意見は少数です。ただ、新聞、TV 報道を見る限り、世の中の色々なところで国民が議論する姿が見られ、英国での民主主義の歴史の深さを感じさせられました。その直後に行われた我が国の参議員選挙では、54.7%という低投票率に終わりました。海外で民主主義の危機が叫ばれる中で、我が国も静かなる民主主義の危機を迎えているのではないのでしょうか。

(弁護士 伴城 宏)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER